

# ○可茂衛生施設利用組合職員定数条例

昭和56年3月20日  
可茂衛生施設利用組合条例第1号

改正 昭和57年3月20日組合条例第2号 昭和58年3月18日組合条例第1号  
平成3年3月5日組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、52人とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 可茂衛生施設利用組合職員定数条例（昭和46年可茂衛生施設利用組合条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和57年3月20日組合条例第2号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月18日組合条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月5日組合条例第1号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。